中川町パブリックコメント（意見公募）手続「意見書」

令和　　年　　月　　日

中川町長　石垣　寿聰　様

住　　所：

氏　　名：

年　　齢：　　歳

電 話 番 号：(01656)　　－

法人その他の団体については、その名称、事務所または事業所の所在地、代表者の氏名を記入してください

案　件　名	高齢者複合型施設改築工事に関する意見書

（意見記入欄）

【意見提出者の区分】１から５までのうち、該当するものを〇で囲んでください

１　町内に住所を有する方

２　町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

３　町内の事務所又は事業所に勤務する方

４　町内の学校に在学する方

５　パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

注１）意見記入欄が足りない場合は、別紙を添付することができます。
注２）この様式により難い場合は、この様式の内容を網羅していれば別の様式を用いることができます。
注３）提出していただくご意見等への個別回答はしませんが、町の考え方と合わせて公表しますので、ご了承願います。なお、住所・氏名等の個人情報は公表いたしません。
注４）意見の内容に対して責任を持っていただくため、住所・氏名（法人その他の団体については事務所または事業所名）・連絡先の記入がない場合は、意見公募として取り扱いません。

【参考】中川町パブリックコメント制度実施要綱より

（意見の提出）
第 4 条　町長は、町民が計画等の案について意見を提出するために必要な期間等を勘案して、意見の提出期間を定め、当該計画等の案を公表する際に明示するものとする。
2　前項に規定する提出期間は、計画等の案の公表の日から起算して 30 日以上とする。
3　町長は、30 日以上の提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、30 日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、当該計画等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。
4　意見書には、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。
5　意見書の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。

（町の考え方の公表）
第 5 条　町長は、前条の規定により提出された意見に対する町の考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表するものとする。